平成２２年（フ）第３９６号
広島市東区光町２丁目６番31―1002号
債務者　木下　仁志
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６８号
広島市安佐北区小河原町133番地１
債務者　後藤　康則
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６９号
広島市安佐北区小河原町133番地１
債務者　後藤　綾子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７２号
広島市中区吉島西１―11―21―４号棟、住民票上の住所広島県大竹市東栄１丁目11番16号
債務者　藤井亜久里（旧姓正木）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７４号
広島市佐伯区五月が丘２丁目１番１号
債務者　吉村　哲夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７５号
広島市佐伯区五月が丘２丁目１番１号
債務者　吉村　明美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２７号
広島県東広島市黒瀬町川角352番地　アミューズＢ101号
債務者　寺田　秀史
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字平良石956番地８
債務者　杉川美智香
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１８号
徳島県三好郡東みよし町加茂3384番地10
債務者　河野　安夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１９号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野477番地
債務者　西川　大作
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２０号
徳島県三好市池田町西山宮ノ北3709番地２
債務者　三木　昌幸
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２１号
徳島県三好市池田町白地井ノ久保1757番地41
債務者　竹本　利彦
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４１６号
高知市六泉寺町22番地　市住247号
債務者　平村ひろみ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１９号
高知市百石町１丁目19番17号　百石マンション２Ｆ202号
債務者　前田多香子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７号
大分県佐伯市鶴谷町３丁目３番37号　海上自衛隊佐伯基地分遣隊
債務者　藤川　拓也
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
沖縄県那覇市繁多川５丁目２番７号
債務者　末吉　民子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１３号
宮城県柴田郡柴田町西船迫２丁目３番地108―101号
債務者　杉本　純子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部